

## 広報だいが広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大子町広告掲載に関する要綱(平成20年大子町告示第72号)第5条及び第19条の規定に基づき、広報だいがへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦4.5センチメートル×横8.5センチメートル

(2) 色 1色刷り

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、町長が指定するページの最下段とし、その枠数は、4枠以内とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 広報だいが 1枠当たり月額10,000円

(2) 広報だいがお知らせ版 1枠当たり月額8,000円

(広告原稿等の提出)

第6条 広告主は、広告の原稿等を掲載しようとする月の前月の20日までに、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第7条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告内容の変更)

第8条 広告主は、1か月を単位として広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする月の前月の20日までに、町長に申し出なければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

## 大子町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大子町広告掲載に関する要綱(平成20年大子町告示第72号)第5条及び第19条の規定に基づき、町のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「バナー広告」とは、町のホームページ内に表示される広告画像で広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 町のホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(バナー広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦40ピクセル×横150ピクセル

(2) 形式 GIF又はJPEG

(3) データ容量 4KB以下

(禁止する表現)

第5条 バナー広告には、次に掲げる表現を用いてはならない。

(1) アニメーションGIF

(2) カーソルを画像に合わせた際、画像表示が変わるロールオーバー効果

(3) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等操作手順を模した表現

(4) アラートマーク(警告表示)を模した表現

(5) テキストボックス(文字入力場所)を模した表現

(6) ラジオボタン(選択肢)を模した表現

(7) プルダウンメニュー(下に項目が表示される)を模した表現

(8) 町のホームページと類似の色調及び字体を使用した表現

(9) 町の実施する事業名に類似した表現又は町が推奨するかのような印象を与える表現

(10) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(バナー広告の掲載位置及び枠数)

第6条 バナー広告の掲載位置は、町のホームページのトップページとし、その枠数は、8枠以内とする。

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 バナー広告の掲載を開始する日は、当該バナー広告を掲載する月の初日とする。

3 バナー広告の掲載を終了する日は、当該バナー広告を掲載する月の末日とする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円とする。

(バナー広告原稿等の提出)

第9条 広告主は、バナー広告の原稿等を掲載しようとする月の前月の20日までに、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(バナー広告内容等の変更)

第11条 広告主は、1か月を単位としてバナー広告の内容又はそのリンク先ホームページアドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の内容又はそのリンク先ホームページアドレスを変更しようとするときは、変更しようとする月の前月の20日までに、町長に申し出なければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年8月1日から施行する。